

居宅介護支援重要事項説明書

<令和 6 年 4 月 1 日現在>

1. 介護保険支援センター青嵐荘（総和）の概要

介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護保険支援センター青嵐荘（総和）
所在地	茨城県古河市西牛谷 852-4 タウンハウス MITA 105号室
介護保険指定番号	0874300015（茨城県指定）
サービスを提供する地域	古河市 結城市 野木町

※ サービス提供地域以外の方でもご希望の方は、ご相談ください。

2. 職員体制

管理者 永滝 健一

介護支援専門員 永滝 健一

同事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 （主任介護支援専門員）	社会福祉士	1名		事業所管理、運営 介護支援サービス計画全般	1名(1)

営業時間

平日・土曜日	主な営業時間 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 30 分
日曜日	休業

※ 休業日や時間外の対応につきましては、電話のみの対応となります。

（但し 12/30~1/3 は休業）

※ 日中不在時には 0280 - 98 - 2711（介護老人保健施設 青嵐荘ケア・アシスタンス）へ電話を転送しています。

※ 夜間帯は職員携帯電話へ転送しています。

3. 利用料金

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金

法定代理受領により当居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、ご契約者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により法定代理受領が出来ない場合は、下記のサービス利用料金の金額を一旦お支払い下さい。サービス提供証明書を後日お住まいの役所の介護保険課窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受ける事ができます。

【居宅介護支援費】

居宅介護支援費 I (i) 取り扱い件数 45 件未満

要介護 1・2	1,086 単位/月
要介護 3・4・5	1,411 単位/月

居宅介護支援費 I (ii) 取り扱い件数 45 件以上 60 件未満

要介護 1・2	544 単位/月
要介護 3・4・5	704 単位/月

※40 件以上 60 件未満の部分のみ適用

居宅介護支援費 I (iii) 取り扱い件数 60 件以上

要介護 1・2	326 単位/月
要介護 3・4・5	422 単位/月

※60 件以上の部分のみ適用

【加算】

初回加算	300 単位/月
------	----------

※算定要件

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施する為に、新規に居宅介護支援ならびに要介護状態区分が 2 段階以上変更になった利用者に対し居宅介護支援を行った場合。

入院時情報連携加算 (I)	250 単位/月
入院時情報連携加算 (II)	200 単位/月

※算定要件

(I) 入院した日の内に介護支援専門員が医療機関に対して情報提供を行った場合。

(II) 入院後 3 日以内に介護支援専門員が医療機関に対して情報提供を行った場合。

退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1 回	450 単位	600 単位
連携 2 回	600 単位	750 単位
連携 3 回		900 単位

※算定要件

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。

ただし、「連携 3 回」を算定出来るのは、そのうち 1 回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月
-----------------	----------

※算定要件

対象は在宅で死亡した利用者。

- ・ 24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備。
- ・ 終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所へ提供。

通院時情報連携加算	50 単位/月
-----------	---------

※算定要件

- ・ 利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。

緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/回
-----------------	----------

※算定要件

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と供に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

1 月に 2 回を限度として算定できること。

(2) 交通費

全地域無料

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができますが、利用者のご都合により解約された場合、当月の居宅介護支援に関し保険給付が行われない時は、下記の料金を解約料としていただきます。

当月の契約日数	解約料金
1日以上9日未満	1,500円
9日以上18日未満	2,500円
18日以上1ヶ月未満	5,000円

※ 利用者が入院・入所された場合、死亡された場合、解約料はいただきません。

(4) その他の料金

複写代は、介護サービス計画書並びにサービス利用票、実地記録等サービス提供に関する複写代は、無料です。但し、2部以上の複写を希望される場合は、1枚につき10円のご負担を頂きます。

介護報酬の改定、事業所の介護保険にかかる加算等の理由によって、介護保険からの給付額等に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者等の負担額を変更します。

4. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営方針

要介護認定の判定を受けた在宅で生活をされる高齢者等に対し、保健・医療・福祉のサービスが総合的に提供できるようにするため、関係行政、各種指定居宅サービス等との連絡調整を行い、地域でよりよい生活が継続できるように支援します。

(2) 居宅介護支援の実施状況等

在宅での生活がより良く送れ、自立した生活の幸福に向かって、当事業所は利用される方の現在の状態を正しく把握する為に、『居宅サービス計画ガイドライン』という手法を用いて現在の課題を分析します。

この手法は、課題分析を行う手法としては日本全体の大半を占め、より確実により具体的に問題を抽出してくれる手法です。

(3) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方は、お申し出ください
調査（課題把握）の方法	上記（2）を参照ください
介護支援専門員への研修実施	年1回フォローアップ研修を実施します
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中等でおお客様のご都合により解約した場合の解約料	前記4の（3）を参照ください

5. サービス内容に関する苦情

① 当事業所の利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情解決責任者	苦情受付担当者	電 話
永滝 健一	永滝 健一	0280-98-0030

② その他

当事業所以外に、法人苦情処理第三者委員・各市町村介護保険担当窓口・茨城県社会福祉協議会・茨城県国民健康保険団体連合会にても苦情受付窓口が設置されております。

6. 事故発生時の対応

① 居宅介護支援サービス実施時に、事故等が発生した場合は、利用者家族・主治医・関係機関へ連絡を行う等必要な措置を講じます。

③ 事業者の責任により生じた損害については、事業者の加入する保険にて、速やかにその損害を賠償する手続きを講じます。

7. 当事業所の概要

名称・法人種別	:	社会福祉法人 芳香会	
代表者役職・氏名	:	理事長 宇留野 光子	
法人事業所在地	:	茨城県古河市上大野 698	
電話番号	:	0280 - 97 - 1027	
事業所数等	:	【古河地区事業所】	
		茨城県古河市西牛谷 852-4	
		居宅介護支援事業所	1カ所
		茨城県古河市上大野 703-1	
		通所リハビリ	1カ所
		短期入所療養介護	1カ所
		介護老人保健施設	1カ所
		【結城地区事業所】	
		茨城県結城市大字七五三場 365	
		通所介護	1カ所
		茨城県結城市大字七五三場 210 - 1	
		短期入所生活介護	1カ所
		介護老人福祉施設	1カ所
		認知症対応型共同生活介護	1ヶ所

- ・ その他障害児・者施設、保育園等事業実施